

大洗町条例第19号

大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月2日

大洗町長

大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大洗町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

目次中「小規模保育事業の区分」を「通則」に改める。

第2条第6号中「小規模保育事業」を「満3歳未満等小規模保育事業」に改め、「小規模保育事業」の次に「（同項第3号に掲げる事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同第3項に掲げる事業に限る。）をいう。

第6条第1項中「次条」を「第7条」に改め、「第7条の3第2項，」及び「並びに附則第4項」を削り、「第3号」を「以下この条」に改め、「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、「事業所内保育事業」の次に「（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者」を、「施設」の次に「又は事業所」を加え、同項第1号中「子育て支援法」の次に「（平成24年法律第65号）」を加える。

第7条の3第2項中「所」を「者」に、「一」を「1」に改める。

第13条に見出しとして「（児童対象性暴力等の防止）」を付し、同条を次のように改める。
家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性

暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第16条第2項第2号中「小規模保育事業」の次に「（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「給与等、」の次に「利用」を加え、「附則第3項において同じ。」を削る。

第18条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」を「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」に改める。

第3章中「第1節 小規模保育事業の区分」を「第1節 通則」に改める。

第27条に見出しとして「（小規模保育事業の区分）」を付し、同条中「小規模保育事業B型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第28条第5号中「同」を「前」に改め、同条第7号中「アからクまで」を「各号」に改める。

第29条第2項第3号中「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業A型の保育士（附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 第2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第32条において準用する次号」」を削る。

第35条中「法第6条の3第10項」を「法第6条の3第10項第1号」に改める。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭に居て乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第42条中「者」の次に「(以下この章において「事業所内保育事業者」という。)」を加え、「数以上の」を削り、「いう。)の」の次に「数を踏まえて町が定める乳幼児以上の」を加える。

第43条各号列記以外の部分中「限る。」の次に「以下この条、」を加え、同条第5号中「幼児」の次に「(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)」を加える。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士

(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)
による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第45条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条中「第43条に規定する」を削る。

第47条第1項本文中「限る。」の次に「以下この条及び」を、「条」の次に「及び次条」を加え、「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「第47条第1項に規定する」、「し」及び「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」に改める。

附則第7項中「家庭的保育事業所」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改める。

附則第10項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項」を「保育士（第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは

第4項」に、「保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大洗町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の規定は、令和8年12月25日から適用する。